

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和5年9月12日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂さつき南地区建築協定

2 申請者の氏名

松田 好弘

3 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町四丁目18番2、18番3、18番7、19番1、19番3及び19番4

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町四丁目18番1、18番4、18番5及び19番2

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠、建築設備

6 協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和5年9月12日付け第13-002号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）